

宮古市訓令第 9 号

市長部局
議会事務局
教育委員会の事務局及びその所属に属する教育機関
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
上下水道部

宮古市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

宮古市長 山 本 正 徳

宮古市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、法第 7 条に規定する事項に関する職員の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(障害を理由とする差別の禁止)

第 3 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合における不当な差別的取扱いに該当するかどうかの基準については、法第 6 条第 1 項の規定により定められた基本方針（次項において「基本方針」という。）を踏まえ、別に定める。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。この場合における合理的配慮の実施の在り方及び社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるかどうかの基準については、基本方針を踏まえ、別に定める。

(課長等の責務)

第 4 条 課長等（宮古市行政組織規則（平成 17 年宮古市規則第 4 号）第 28 条に規定する課長等をいう。次項及び第 10 条第 4 項において同じ。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して、職員が障害者に対する不当な差別的取扱いを行わないよう注意するとともに、障害者に対する合理的配慮がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 次条第 1 項に規定する障害者、その家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又

は合理的配慮がなかったことに対する相談、苦情の申出等（次条において「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、所属する職員に対し、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

2 課長等は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制）

第5条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、保健福祉部福祉課（以下「福祉課」という。）に相談窓口を置く。

2 福祉課は、相談等を受け付けるとともに、関係課等との調整を行うものとする。

3 相談等は、面談、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うことができる。

4 相談窓口に寄せられた相談等は、福祉課において集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係課等で情報の共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

（障害者差別解消推進委員会の設置）

第6条 職員による障害を理由とする差別の解消に関し必要な事項を協議するため、宮古市障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第7条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 不当な差別的取扱いに該当するかどうかの基準に関すること（第3条第1項後段の規定により別に定めるものを除く。）。)

(2) 合理的配慮の実施の在り方に関すること（第3条第2項後段の規定により別に定めるものを除く。）。)

(3) 社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるかどうかの基準に関すること。

（組織）

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は保健福祉部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、財政課長、企画課長、福祉課長、総合窓口課長、産業支援センター所長、建設課長、建築住宅課長、危機管理課長、教育委員会事務局総務課長及び経営課長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関係のある課長等又はその代理者を会議に出席させて説明を求める

ことができる。

(委員会の庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(研修及び啓発)

第 1 2 条 福祉課は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 福祉課は、新たに職員となった者に対し、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解を得るための研修を行うものとする。

(補則)

第 1 3 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。